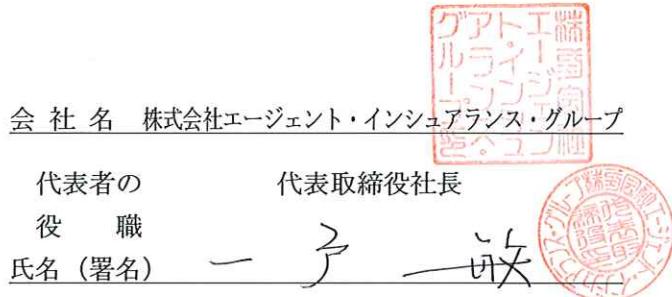


新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2022年 11月 18日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 竹田正樹 殿



当社の代表取締役社長である一戸敏は、当社の新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

- 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に基づき、全ての重要な点について適切に記載されていることを確認しております。
- 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分担及び責任部署が明確化されており、適切な業務体制が構築されております。
- 毎月開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定が適切に行われております。
- 各監査等委員は取締役会に出席し意見を述べるとともに、常勤監査等委員はその他重要な会議にも出席、重要な決裁書類の閲覧、本社及び支店支社において業務及び財産の状況を調査し、取締役及び使用人等から職務の執行に関する報告・説明を受け、監査等委員会として情報共有することで、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行が適切に行われていることを確認しております。
- 内部監査部は、内部監査及び内部監査結果の報告の独立性を確保した上で、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及びその改善状況について、その内容を代表取締役社長へ報告しております。
- 会計監査人である有限責任あづさ監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上